

個人情報保護委員会（第278回）議事概要

- 1 日時：令和6年3月27日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、
加藤委員、高村委員、小笠原委員
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、
森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、
片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和6年度個人情報保護委員会活動方針（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「個人情報保護の分野における DFFT の推進・具体化は、当委員会がその中心となって取り組んでおり、『個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築』は、当委員会の国際戦略の大きな柱となっている。DFFT の推進・具体化に当たっては、排他的なアプローチには与せず、各国・各地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指すこととしたいと考える。また、その際は、事業者のニーズを適切に勘案することが重要であることは言うまでもない。

そうした中で、相互認証の枠組みの更なる発展は最優先の課題の一つである。日 EU 相互認証の共同レビュー終了に際して開催された昨年4月の日 EU 委員長・レンデルス委員会談には私も同席し、官民一元化後の個人情報保護法の対象範囲と合わせるべく、充分性認定の範囲について、学術研究分野及び公的部門への拡大に向けて協議することで双方が一致している。昨年12月に委員会が公表した『民間企業における個人データの越境移転、海外法規制対応に関する実態調査』でも、EU や英国の充分性認定の対象範囲拡大や、相互認証対象国の拡大の実現には大きな期待が寄せられていることが明確になっている。日 EU 間及び日英間の現行の相互認証において、充分性認定の対象範囲拡大を早期に実現することを目指したい。その上で、官民一元化後の個人情報保護法を対象とした相互認証対象国の拡大に向けた協議を進めていくことも重要である」という旨の発言があった。

浅井委員から「複数国・地域間の枠組みにおいて、また、二国間において、協力関係を強化・構築していくことは大変重要である。当委員会の取組や G7 ラウンドテーブルの成果などを、GPA、APPA その他の国際会議において積極的に発信し、展開することは、国際戦略の大きな柱の一つである。

昨年は、当委員会が議長を務めた6月の G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合で採択された『生成 AI に関する声明』が発端とな

り、その後10月の世界プライバシー会議（GPA）年次会合での「生成AIシステムに関する決議」の採択に繋がった。私もそのGPA会合に出席してその経緯や背景を説明して決議採択を後押しできたと考えている。本年後期においては、当委員会がAPPAフォーラムを主催することとなっている。この機会を捉えて、当委員会の取組の発信やG7ラウンドテーブルの成果の展開などを積極的に行い、当委員会のアジア太平洋地域でのプレゼンスを更に向上させたい。

委員会として昨年10月に英国との間で個人情報に関する協力覚書(MOC)を初めて締結した。今後、価値観を共有する国・地域との間で、新たな締結を進めることは二国間協力関係の強化につながる。

これら様々な国際戦略の実現のため、委員会の国際業務体制の基盤強化と職員の人材育成も重要な課題である。事務局において積極的に取り組んでいただきたい」旨の意見があった。

藤原委員長から、今後の委員会について「本年は、前身の特定個人情報保護委員会から数えると10年目の節目を迎えたことになる。この間、平成27年改正法により個人情報保護委員会となり、民間部門に係る個人情報保護制度を所管することとなり、さらに、令和3年改正法の施行により公的部門に係る個人情報保護制度についても所管することとなった。特に地方公共団体等については、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、令和5年度に施行が始まったばかりである。

昨今、相次いで重大な事案が発生しており、委員会として、より一層、事案に適切に対処する役割を求められている。

令和6年度においても、委員会が個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、活動方針に沿ってしっかりと進めてまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

（2）議題2：産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度の照会案件について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員長から「事業者が本件のように新事業活動を行うに当たっては、事業の規模、個人データの性質及び量等に応じて、安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずることが大切だと思われる」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、産業競争力強化法第7条第2項に基づく照会者への回答及び同項に基づく公表に係る事務手続を進めることとなった。

なお、本議題については、議題の性質等を勘案し、配布の概要資料及び公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、

それ以外の資料については非公表とすることとなった。

(3) 議題3：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「独自利用事務の情報連携については、前年同時期に比べ約6.5倍となる1,453件の届出が地方公共団体から提出された。届出のあった事務としては、医療費助成に関するものが多くなっており、この傾向は来年度も継続することが考えられる。

情報連携を活用することで、住民は所得証明書や健康保険証といった添付書類を省略することができ、利便性が向上する。また、地方公共団体においても業務の効率化が期待できる。

今後も独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、小規模団体も含め、積極的に活用を促していくとともに、引き続き地方公共団体の意向も踏まえて、多くの届出を確認できる体制を整えて業務に取り組んでいただきたい」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり了承され、内閣総理大臣に通知することとなった。

(4) 議題4：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(5) 議題5：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示案及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(6) 議題6：LINE ヤフー株式会社に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「LINEに関する個人データの漏えい等事案について、今回、勧告という行政上の対応を行うのは当然だと考えている。

LINE ヤフー株式会社（以下「LY社」という。）は、旧LINE株式会社（以下「旧L社」という。）と旧ヤフー株式会社との経営統合をはじめ、他社と

の協業を経営上のメリットと考え、数多くの他社との連携により市場開拓を行っているが、安全管理措置という点では、弱点となっているのではないか。

事業拡大のための他社との連携・一体性確保だけでなく、自社のサービス・システムの特성에応じた安全管理措置のため、きめ細かく緻密な体制構築を検討してほしいと考える」旨の発言があった。

大島委員から「LY社は、韓国企業のNAVER CORP.と資本関係にある。また、LY社のホームページを見ても、「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会」なる言葉が出てくる。もとより、LINEについては海外のユーザーも多いと思われる。したがって、他国のDPA（データ保護当局）も注目しているのではないかと推測される。各国の動きも注視していただきたい」旨の意見があった。

小川委員から「本件について二つほど意見を申し上げたい。

一つ目は、LINEに関する個人データの漏えい等事案についてである。この事案では、社内向けシステムや運用保守業務が、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保という観点で、軽視されているのではないかと思う。社内向けのシステムや業務は、収益に直結する顧客ユーザー向けシステムや業務と違い、コスト削減の対象になりやすく、外部への委託を行うことも多いため、安全管理措置が手薄になっているのではないかということが根底にあるのではないかと思う。

今後、運用保守業務を含む社内向けシステム等の安全管理措置の評価・見直しを行って改善を図っていただきたいと思う。

また、二つ目は、GUIDの漏えいのおそれ事案である。この事案で漏えいしたおそれのあるユーザー識別子は、LY社の様々なサービスの利用と紐付いており、他社サービスとの連携でも活用されている、極めて重要度の高い個人データである。その意味で厳正な対応が必要だと考える」旨の意見があった。

清水委員から「LINEに関する個人データの漏えい等事案において、攻撃対象となったデータ分析システム等については、多要素認証が導入されていない。一方、令和3年行政指導時には、旧L社は、行政指導に対する対応として、重要度の高い個人データにアクセス可能な権限のログインには多要素認証を導入するとしていた。

しかしながら、今回の事案を受けて当委員会事務局が当時の対応について確認したところ、個人データに関して、重要性の判断基準の基礎となるリスク評価に関して、その意思決定のプロセスに経営陣が関与した証跡が残っていないことが判明した。

行政指導に対してどのような対応をとるのかは、会社にとっては重要な経営上の意思決定と言える。リスク評価を踏まえた対応は、少なくとも取締

役会等の然るべき機関で審議あるいは報告され、文書化されるべきと考える。

LY 社に限らず、行政指導を受けた各社においては、指導への対応は、経営陣の関与とそれに係る文書化を行っていただくことが必要であることを再確認していただきたい」旨の意見があった。

藤原委員長から「LINE は、約 9,600 万人もの日本ユーザーに利用され、アプリを通じた公共サービスも広く提供されており、いわば我が国のコミュニケーションツールの基盤となっているものとも言える。

こうした中、今回の漏えい事案は約 52 万人の個人データの漏えい等が生じた重大事案であり、国民が本サービスの利用について、不安を抱くきっかけとなり得るものでないかと思う。

当委員会は、LY 社に対して、個人情報保護法に基づく勧告を行うものであるが、その理由としては、今回の事案の重大性に加え、令和 3 年行政指導後の現時点においても、同社の組織的安全管理措置に違反が発生しており、このような義務違反の状態を放置しておくことが個人の権利利益を侵害するおそれが高いと判断したからである。

LY 社においては、今回当委員会が指摘した問題点を経営上の重大事項として重く受け止め、根本的な対策を含め、再発防止策を可能な限り早期に実行することが重要であり、全社総力を尽くし、ユーザーの信頼を回復できるよう、真摯に対応していただきたいと考える」旨の意見があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(7) 議題 7 : 監視・監督について

※内容について非公表

以上